

平成28年1月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成28年1月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成28年1月7日（木）午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第30号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第31号 市川市教育振興審議会臨時委員の設置について
議案第32号 教育財産の用途変更及び所管換について
議案第33号 市川市文化財保護審議会への諮問について
議案第34号 市川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
 - 6 報告第17号 市川市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制定に関する臨時代理の報告について
報告第18号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - 8 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第30号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第31号 市川市教育振興審議会臨時委員の設置について
議案第32号 教育財産の用途変更及び所管換について
議案第33号 市川市文化財保護審議会への諮問について
議案第34号 市川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
報告第17号 市川市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制

定に関する臨時代理の報告について

報告第18号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告について

2 その他 (1) 平成27年12月市議会定例会について

5 出席者 田中 庸惠
五十嵐 芙美子
内田 茂男
小林 正貫
平田 信江
平田 史郎

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田	有記
教育政策室長	永田	治
生涯学習部長	千葉	貴一
生涯学習部次長	秋本	悦生
学校教育部長	山元	幸惠
学校教育部次長	小松	秀夫
教育政策課長	牛尾	進一
教育総務課長	板垣	道佳
就学支援課長	木村	泰子
教育施設課長	戸佐	薫
青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	井上	栄
学校安全安心対策担当室長	小倉	貴志
指導課長	山田	浩一
保健体育課長	永田	博彦
教育センター所長	北川	喜照

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主幹	室岡	稔
”	副主幹	宮内	由美子
”	副主幹	岡田	靖弘

” 主任 大島 裕美

○ 教育長

ただいまから、平成28年1月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において五十嵐委員を指名いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、内田委員、平田信江委員を指名いたします。それでは、議事の進行を五十嵐委員にお願いいたします。

○ 五十嵐委員

それでは、議案に入ります。議案第30号 市川市教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをお願いいたします。本案は、市川市教育振興審議会条例に基づき設置しております「教育振興審議会」の委員の任期が平成27年7月3日及び27年8月1日をもって満了いたしましたことから、その委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。それでは、今回委嘱を予定しております委員候補者につきまして、ご説明申し上げます。議事日程の2ページをご覧ください。委員につきましては、条例第4条第1項の規定により、大学教授等の学識経験のある者、こちらが1号委員でございます。続きまして、校長等の学校教育の関係者、こちらが2号委員でございます。幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者、こちらが3号委員でございます。最後に、地域における教育の向上に資する活動を行う者、こちらが4号委員となっております。これらの中から委嘱することとされております。今回、10名に審議会委員をお願いしようとするものでございますが、10名のうち、4名の方が新任で、残りの6名が再任となっております。表中の初任の年月日の一番右の欄の新任と書いてあるものが新任ということになっております。任期は本日から平成30年1月6日の2年となっております。以上、市川市教育振興審議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第30号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議案第31号 市川市教育振興審議会臨時委員の設置についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育政策課長

議案の3ページをご覧ください。まず、提案理由でございますが、教育振興審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置く方針を定める必要があることから、ご提案するものでございます。それでは、具体的な方針の内容についてご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。まず、「1 設置方針」でございます。先ほど提案理由で申し上げましたとおり、「教育振興審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置く」ことを教育委員会の方針とするものでございます。続きまして、「2 設置理由」でございます。本市は、国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等を踏まえまして、市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針、こちら以下「基本方針」と申し上げますが、その策定を予定しております。基本方針の策定に当たりましては、学校は、児童生徒の教育のほか、地域コミュニティの核としての性格を有しているため、保護者や地域住民の共通理解及び合意形成を図りながら進めていくことが求められております。そこで、基本方針に保護者等の意見を反映するところでございますが、「基本方針は、教育振興基本計画に基づき策定するもので、教育振興審議会の任務に該当し」、「同審議会委員に保護者及び地域教育活動者が含まれている」ことを踏まえまして、本審議会を活用したいと考えております。しかしながら、基本方針は、審議会の任務のなかでも個別具体的な事項であり、現委員に加えて、学校の適正規模・適正配置に関し学識経験を有する者等の参画を求め、その知見の活用を図る必要があります。また、ほかにも、国は近年の教育改革の議論を踏まえまして、コミュニティ・スクール設置の努力義務化など、議論の具現化に向けた施策の実行に着手しており、今後、本市はその対応を図る際にも、同様に学識経験を有する者等の知見の活用を図る必要が生ずることが想定されるところでございます。そこで、審議会に特別の事項を調査審議させるため、学識経験を有する者等を審議会の臨時委員とする必要があるものでございます。最後に、「設置に係る条例改正」でございます。臨時委員の設置には、市川市教育振興審議会条例の一部改正が必要となります。そこで、市長に対し、条例の一部改正に係る議案を平成28年2月市議会定例会に提案するよう求めることといたしております。議会において条例が可決されましたら、先ほど議案第30号で議決いただきました審議会に臨時委員が設置される形となっております。以上、「市川市教育振興審議会臨時委員の設置について」ご説明をさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

学識経験者を臨時委員として採用して審議をしていただき、審議の内容は今、お話がありましたけれども、この市川市教育振興審議会委員の第1号委員である学識経験者ではそれができないことなのではないでしょうか。

○ 教育政策課長

先ほど議決いただきました1号委員につきましては、それぞれ、例えば学校教育の専門家、保健体育の専門家、特別支援教育の専門家ということで、それぞれ一般的な部分では知識があるのですが、それぞれ専門的な知識を有されている、専門的な方が多い形になっております。今回2名、臨時委員の願いをする委員につきましては、適正規模・適正配置につきまして、専門の知見を有する方であるとか、施設の管理、建築的な部分も要素が入ってきますので、そういった面で専門の方をお願いしようかと思っております。以上でございます。

○ 内田委員

そうするとこの臨時委員というのは、案件に応じて、つまり臨時委員制度を入れるというのではなくて、ということですか。

○ 教育政策課長

一応、制度自体は、この条例の中に設置の規定は設けまして、人につきましては、今回の場合ですと、適正規模・適正配置につきまして、今回、策定するということがありますので、それから任期につきましては、方針が策定されるまでということで決めております。また今度、別の案件が出ましたら、その案件について、専門知識のある方をお願いするというような形に考えております。以上でございます。

○ 内田委員

わかりました。

○ 五十嵐委員

そのほかにご覧いただけますか。よろしいでしょうか。ほかに質疑がないようですので、議案第31号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議案第32号 教育財産の用途変更及び所管換についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育施設課長

議事日程の5ページをご覧ください。所管換えの対象となります教育財産

は、市川市立大和田小学校でございます。次のページの資料をご覧ください。所在地は、市川市大和田1丁目304番2,305番2でございます。面積としましては、114.95平方メートルでございます。用途変更及び所管換の内容でございますが、当該用地は、都市計画道路課より、市道0217号の拡幅道路区域としての要望を受けておりまして、また、公衆用道路の歩道として供用されており、市長部局に所管換し、維持管理することが必要であることから、提案するものでございます。ページ中央に青い線で囲ってあるところが、大和田小学校でございます。今回所管換えを予定している部分は、朱色の部分、細い部分でございます。現在は、公衆用道路の歩道として、供用されている部分でございます。写真、上の方になりますが、北東側から学校を撮影した写真、下が、南西側から撮影した写真でございます。市道0217号は、上の方にあります薄い黄色の部分になります。都市計画道路課では、これを拡幅することとしております。その外側の赤い線が、都市計画道路3・6・32号に拡幅を予定している計画ラインになっております。今後、学校用地である朱色の部分を、道路用地として維持管理していくために、この114.95平方メートルを、都市計画道路課に、所管換を行うものでございます。説明は以上でございます。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 平田史郎委員

現況は変わらないということですね。

○ 五十嵐委員

はい。今のままで。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第33号 市川市文化財保護審議会への諮問についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 考古博物館長

恐れ入りますが、お手元の議事日程7ページから10ページをご覧ください。本案件は教育委員会が、市川市文化財保護条例第29条第1項の規定に基づく指定有形民俗文化財および指定無形民俗文化財の指定を行うにあたり、同条第2項において準用する第5条第3項の規定、および第29条第3項において準用する第23条第3項の規定に基づき、当該指定の可否について、市川市文化財保護審議会の意見を求める必要がございます。つきましては、8ページ、ご覧いただきます諮問案のとおり市川市文化財保護審議会に諮問して

よろしいか、ご審議いただくものでございます。説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 五十嵐委員

9、10についてはよろしいですか。

○ 考古博物館長

9、10はあくまで参考資料でございますので、指定に関わります有形民俗文化財候補といたしまして、竹内宿禰山車人形、無形民俗文化財候補としまして、木遣り・梯子乗りということで、ご紹介させていただいております。10ページは今後、本日も審議いただきまして、諮問をするということになりました後につきまして、今月末に文化財保護審議会へ諮問いたしまして、ご検討いただき答申をいただいたのち、改めて指定についてご審議いただく予定でございます。ご説明が足りなくて申し訳ございません。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。それでは何か質疑はございませんか。よろしいですか。議案第33号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして議案第34号 市川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 保健体育課長

議案の11ページをご覧ください。まず、今回、本規則の一部改正をすることといたしました理由でございます。「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」の一部が改正され、当該規則で引用する基準政令の条文等について整備する必要があるため、本規則の一部を改正するものでございます。続きまして、主な改正の内容をご説明いたします。13ページの新旧対照表をご覧ください。第6条の第2項をご覧ください。「別表第3に定める」を「第5条第2項に規定する」に「等級」を「障害等級」に改めます。続いて第7条でございます。「第5条第7項」を「第5条第9項」に改めます。続いて第15条第2項をご覧ください。「第4条の2第3項」を「第4条の2第4項」に「傷病の等級」を「傷病等級」に改め、同条第3項中「別表第2」を「第4条の2第1項第2号」に「傷病の等級」を「傷病等級」に改めます。なお、12ページに掲載させていただいておりますように、今回の条例施行規則の一部改正に伴って、様式もいくつか改正をさせていただいております。最後に、「施行期日」でございます。議案の12ページ、「附則」をご覧ください。この規則による改正後の規則の適

用日について、公布の日をこの規則の施行期日とするものでございます。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたし

○ 五十嵐委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

学校医、学校歯科医、それから学校薬剤師の公務災害の補償が変わったということはわかるのですが、具体的に例えば、これがこう変わるとか、ちょっと説明ができませんでしょうか。つまり、今言われたのに、具体的に何がどう変わったか、私もその一人であるのに、ちょっとわかりません。

○ 保健体育課長

改正につきましては、字句とか条文の、第何条というところが、例えば第6条のところの別表第3に定めるが、第5条第2項に規定するというふうには、条項を整理したものでございまして、内容等が大きく変わったものではございません。

○ 小林委員

つまり、公務災害の内容に関しては従来と変わらないということによろしいでしょうか。

○ 保健体育課長

はい。そのとおりでございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございます。よろしいでしょうか。何か整理した方が良いでしょうかと、整理したでしょうか。

○ 保健体育課長

はい。そのとおりでございます。

○ 五十嵐委員

わかりました。それでは、議案第34号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、報告に入ります。報告第17号 市川市教育委員会行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の制定に関する臨時代理の報告についての説明をお願いいたします。

○ 就学支援課長

15ページをお願いいたします。12月の定例教育委員会におきまして、市川市教育委員会行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成27年条例第57号）の制定を報告させていただきご了承いただいたところですが、同条例の施行に関して必要事項は、規則で定めるとされております。そのため、利用に対する事務、特定個人情報を規則で定める必要があることから制定したものでございます。なお、施行日が平成28年1月1日となっておりますことから、教育委員会会議を招集する時間がございませんでしたので、「市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第2条第1項の規定に基づきまして、平成27年12月25日に、教育長が臨時に代理させていただき、本日、同条第2項の規定に基づき、ご報告させていただくものでございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。よろしいでしょうか。次に、報告第18号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の一部改正に関する臨時代理の報告についてを説明をお願いいたします。

○ 中央図書館長

お手元の資料18ページから20ページでございます。教育委員会を開催する暇がないため教育長による臨時代理の決裁をもって処理し、同規則の施行を同年1月1日を行うために公布したことについての説明をさせていただきます。マイナンバー関連の法律改正に伴い、平成28年1月以降、本人の申請により個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの交付が行われます。これに伴い、住民基本台帳カードは、平成27年12月末をもって交付を終了し、平成28年1月1日以降は有効期間内に限り、その利用が可能となります。このことにつきましては、先の議会で、関連する条例の制定及び一部改正が可決されました。教育委員会におきましては、住基カードの多目的利用として、カード裏面にバーコードを貼付することで図書館利用券として機能を付加しております。このため、市長部局と同様に、教育委員会におきましても、「住民基本台帳カードの利用に関する規則」を一部改正する必要が生じたものでございます。新旧対照表、20ページでございますが、こちらは、条文が変わったものでございます。第6条につきましては、新たな住基カードの交付の申請を行うことができなくなることから、その申請と併せて多目的サービスの利用申請ができる旨を定めた規定を削除するものです。なお第6条の削除に伴い、以降の条ずれが生じております。また第8条は、引用法令の整理をした上で第7条となります。説明は以上です。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは報告を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1)平成27年12月市議会定例会についての説明をお願いいたします。

○ 教育次長

議事日程の21ページをご覧くださいと思います。12月議会でございますが、昨年11月27日から12月11日を会期として開催されました。教育委員会に係る議案は、議案第51号としまして「市川市義務教育学校設置条例の制定について」、議案第52号としまして「平成27年度市川市一般会計補正予算(第2号)」の2件でした。本会議の採決では、いずれの議案も可決いただきました。続きまして、質疑数でございますが、今回からは、議案質疑につきましては、議員個人による質疑ではなくて、会派の代表者が質問するという代表質問制が導入されました。「代表質問」というところの後ろには2名ではなくて、2会派とあるのは、そういった理由からでございます。一般質問につきましては、通常通りそれぞれ個人の質疑ということでございますので、全体として代表質問は2会派、一般質問は3名というような形でございます。次に実際の答弁の内容でございますけれども、時間の関係上、概略について、下線の部分を中心に説明を申し上げたいと思います。22ページをご覧くださいと思います。まず、特色ある学校運営を支援する環境整備についてということで、ご質問がございました。施策の現状ということでございますが、平成26年度の教育委員会の点検・評価では「学校は特色のある取り組みや教育を進めていると思う」と回答した保護者の割合は67%と前年度から概ね横ばいであることから、施策の実現は図られてきているとはいえない、学校の特色ある取り組みをどのように周知していくかが課題との評価をいただいたところでございます。それを受けまして今後、どうしていくかというところで、答弁申し上げますが、まず、「特色ある学校づくり」というのは、各学校が子ども、保護者、地域の実態を的確に把握・分析し、これに基づいて適切な教育課程を編成・実施した結果として進められるものと、教育委員会としては認識していると答弁し、そのため市川市では、自主的で主体的な学校運営を目指し、「市川の学校教育三ヵ年計画」を市内のすべての公立学校・園で策定しているところであること。平成27年度には同計画を従来、網羅的になりがちであった「重点施策」を学校運営上、特に有効と考える方策に絞って明示すること。あるいは年に1回であった点検評価の機会を2回として改善状況をきめ細かく把握するなどの改善を図ったところであり、「特色ある学校づくり」の観点からも、各学校が自覚的に自校の「特色」を理解して主体的に学校運営に関わることができるようになったと答弁をしております。さらに、各学校の教育活動が「特色ある学校」として、子ども、保護者、地域に認識・理解されるためには、効果的な情報発信を進めていくことも大切であるということで、例えば学校便りを自治会等を通じて地域の方々へ配布する、あるいは各種会議におきまして、学校の具体的な特色ある取り組みを説明し、発信していく視点も大切であると考えているといった旨の答弁を行っております。続きまして、22ページの下段でございますが、教科化される予定の小学校の英語への対応についてというこ

とでのご質問がございました。答弁は23ページでございますが、小学校英語の教科化につきましては、現在、実施するかどうかを含めて、国で検討中であるけれども、小学校における英語教育を推進する上では、小学校教員の英語指導力の向上、英語指導用教材の開発、外国語指導員やALTなどの人材の確保が急務と考えている、教育委員会としては、現状の取組を継承しながら、児童生徒にとって楽しく分かりやすい英語の授業が実施できるよう対応に努めてまいりたいとの答弁を行っております。続いて23ページ中程でございますが、歴史的・伝承的な場所に設置されている説明板の補修と新設についてのご質問がございました。答弁は24ページになります。教育委員会ではおおむね5年に1度、市内の文化財説明板の全件調査を実施し、文化財説明板の妥当性等を把握し、次年度以降の修繕計画立案のための基礎資料としている。本年度は補修は案内板3件、案内標柱11件、撤去については、案内板1件、案内標柱7件の合計22件を予定していることを答弁申し上げております。次に、本市の不登校の実態と対策についてということでご質問を頂戴しております。答弁でございます。本市の過去3年間の不登校の実態は、小学校は増加傾向にあり、中学校は千葉県とほぼ同様の傾向となっている、こうした実態を踏まえ、本市では各学校と教育委員会が連携して「未然防止」「初期対応」「自立支援」の3つの段階を想定し、不登校の対応にあたっている。教育委員会では、「教育相談」や「ほっとホッと訪問相談」あるいは、「ふれんどルーム市川」「訪問員派遣」などの取組を行っている。さらに平成26年度からは「先生のための不登校対応マニュアル」を作成し、全小中学校に配付して周知を図るなど、不登校の現状改善に向けて取り組んでいるとの答弁を行っております。最後に25ページでございます。学校教育に伝統文化・芸能に関する教科を設置する考えはないかとのご質問がございました。答弁でございますが、市内すべての小・中・特別支援学校において、各教科等の指導計画の中に、日本の伝統や文化に関する体験学習を位置づけている。また、そのほか多くの小学校及び半数以上の中学校において落語家や和楽器の演奏家など、専門家を招いた体験学習を実施している。ご指摘の教科の設置に関しては、国の規則に教科が規定されていることから、市独自の設置は難しいと考えるが、引き続き、学習指導要領に則って、日本の伝統や文化に関する学習の充実を図ってまいりたいとの答弁を行っております。以上、概略で恐縮でございますが、議会報告とさせていただきたいと思っております。ご質問等ございましたら所管課長より回答を申し上げます。

○ 五十嵐委員

ありがとうございました。何かご質問等ございますか。

○ 平田史郎委員

大きなことではないのですが、小学校の英語教育、教科化に伴う対応というのは、それなりに予算をつけて、これから進めていくことなのでしょうか。

○ 指導課長

現在、中学校のALTと、それから小学校には外国語活動指導員の方を配置しております。外国語活動指導員は小学校5・6年生の外国語活動について担任とともに外国語活動の指導にあっております。今後、この時間数が増えた場合には、人的な処置が必要になるものと考えておりますが、現在、この時間数がどれくらいになるとかについては、まだ詳しく決定しておりませんので、今後の動向をみながら、人材配置についても努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 平田史郎委員

ありがとうございます。

○ 五十嵐委員

そのほかは。

○ 平田信江委員

不登校のことなのですけれども、対応として、3つの段階を想定されて、相談員とか派遣員という形で、不登校の児童及び生徒、それから保護者の支援を行っているということなのですけれども、不登校になられていたお子さん達が、こういった支援を活用して学校に戻ってきた例とか、それによって改善されてきた報告というのはどういった例があるのでしょうか。

○ 教育センター所長

不登校のリーフレットを作成する中に、最初に未然防止、初期対応、それから自立支援ということで、3段階に分かれた状態で学校現場に流しておりますが、実際に学校の適応指導教室に通えない子が、教育センターのふれんどルームに、約30名のお子さんが通っておりまして、その中でようやくながら進路を決定するなど、保護者会を設けたとかいう形で関わっております。また、その中でも学校復帰に関わった子も、部分復帰であったりとか、保健室とか、学校独自の適応教室に復帰したり、クラスに戻ったり、そういう事例も結構増えてまいりますが、実際、小学校の場合は人数が増加傾向ですので、早めに色々な部分で学校現場もそうですけれども、教育センター、それから指導課も含めて、学校現場に即した部分で、訪問員を派遣したりとか、派遣にも取り組んで、大学院生の方にも行っていただいたりしながら、学校復帰を目指すということをやっております。まだまだ難しい要求も増えておりますので、これからも色々な部分で学校に関わっていきたいと思っております。

○ 平田信江委員

そうすると、なかなか、いったん不登校になってしまった子どもが、普通に学校に通えるようになるには、まだまだ課題がたくさんあるということでしょうか。

○ 教育センター所長

はい。そういうことです。あと、ほっとホッと訪問相談員の方が2名いらっしゃいまして、派遣前、そういう出向いて、そして学校と一緒に登校するということをして、通い始めたという事例もあります。ですから、ただ単なる学校へとか、個人へ、色々な事項をお願いするだけでなく、直接そのお子さんに会ったり、保護者の悩みに共有しながら、お子さんのためにという形で動いていることもありますので、知っていただけたらと思います。

○ 平田信江委員

ありがとうございました。

○ 平田史郎委員

今のと同じ不登校の子どもなのですけれども、私も、私学にもこの頃、おりまして、やはり通常の対応以外に、現在はADHDですとかASDだとかいわゆる広汎性の発達障害ということが原因で、通所学校の段階とは問題が出てくるとは思うのですけれども、いずれは、医療の分野に関する専門家を入れて、対応しないとなかなか対応が難しくなる時代ではないでしょうか。程度の差はあれ、こういった広汎性の発達障害が7%くらい存在するという例もありますので、その辺なるべく早いうちに医療的な分野で適切な対応を取ればよろしいのですけれども、私もそうなのですけれども、50、60過ぎに送って行って、そこで善しとしておりますと、その子どもの社会性というか社会に対応する力がつかないまま、小学校や中学校を卒業させて、というふうな対応になってしまうので、これは、公立私立を問わず、色々勉強をして、対応を考えていかないと、大きな問題になると思いますので、一つすみませんが、よろしくお願いします。

○ 小林委員

今の不登校の件ですけれども、もちろん、ふれんどルームに通っている子達は不登校の範囲には入っていないのですよね、当然。よろしいですか。

○ 教育センター所長

出席扱いということで学校に報告させていただいております。

○ 小林委員

ありがとうございます。この3年間、徐々には小学校においては、不登校の比率が増えているということですが、もっと遡って、ここ10年位やっぱりずっとこの傾向は続いているのでしょうか。

○ 教育センター所長

手元に資料はないのですけれども、増えてきて、先ほどお話がありましたけれども、発達関係ということも考えていかなければならない場合もございます。適正就学ということで、様々な悩みなどに対応し、教育支援委員会で、必要に応じてそのお子さんの就園・就学等について、考えていかなければということもあります。

○ 五十嵐委員

281人というと、中学校16校だと1つの学校に17.5人位。281人を教育センター等の相談や学校現場で対応しているのですよね。すごい数の対応をきめ細やかにされているということは大変なことだし、どこかで社会、家族以外の誰かと接点を持っていかないと、なかなか不登校の改善につながらないと思うのですよね。その辺でさっき平田委員が言ったように、全く他と関わり無くもぐっている子がどの位いると予想されているのでしょうか。

○ 学校教育部長

例えば中学におきましては、全ての学校において、適応指導教室、いわゆる普通の教室に入れられないお子さんがいく教室を設置しております。もちろん、その教室にも入れないということで、家庭になってしまっているお子さんについても、これにつきましては、各学校がカウンセラー等を活用して、必ず接触をしております。また、必要に応じて医療機関、あるいは私共の教育センターの方への色々な案内、そういったことを行っておりますので、全く接点がない、いわゆる家庭で閉じこもって、親御さんも相談に来ないということは、こちらとしてはないと考えております。例えばお子さんが引きこもっていても、そういう場合は親御さんに教育センターの相談の方にぜひつないで、やはり親御さんが変わることで、お子さんの方にもいい影響というような、色々な段階、色々な手法を用いて対応はしております。ですので、いわゆる本当に置いておかれて何もされずにそのまま置かれているという、もし意味であるならば、これは私共は0というふうに考えております。

○ 五十嵐委員

誰かがどこかで接点を持っていれば、チャンスは訪れてくれると思うので、安心しました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、教育長お願いいたします。

○ 教育長

本日の議事は以上でございます。これをもちまして、平成28年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時47分閉会)